

萩 財 第 199 号  
平成19年10月 3日

議 会 事 務 局 長  
各 部 長  
各 総 合 事 務 所 長  
消 防 長  
会 計 管 理 者  
教 育 次 長  
各 種 委 員 会 事 務 局 長

様

総 務 部 長

萩市予算規則第3条第2項の規定に定める命により、「平成20年度予算編成方針」を次のとおり通知する。

## 平成20年度予算編成方針

### 1 国の財政事情等

去る6月19日、閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」では、その「第3章 21世紀型行財政システムの構築」において、「後世に負担を先送りしないために、財政健全化の一里塚として「基本方針2006」で示された歳出・歳入一体改革を確実に実現する。」と明記されました。また、同じく「第5章 平成20年度予算における基本的な考え方」の中では平成20年度予算の方向として、「20年度予算は歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。」とされています。

しかし、9月中旬からの新政権発足前後の政治状況の中で、先の参議院議員選挙結果も踏まえ、20年度予算における「地方財政対策」や国レベルの各種施策の先行きが不透明となっています。

### 2 萩市の財政事情等

平成20年度予算は新市で4回目の予算となります。合併後3年を経過する中で、平成19年度末をもって市町村合併に伴う財政支援措置が終了するものもあり、新市に引き継いだ合併項目の調整も進み、新「萩市」としての新しい事

務事業制度に統一すべき時期を迎えつつあります。

新「萩市」の予算、決算を見ますと、19年度予算は未だに財政調整基金等からの多額の繰り入れ無しには予算編成ができない状況でした。また先般9月定例会市議会で同意をいただいた18年度決算は「実質単年度収支」が赤字であり、これは決算の段階でも当該年度の歳入で歳出が賸えない状況となったことを示しています。

この実質単年度収支の赤字は、予算構成の面からも早急に改善に取り組まなければ、萩市の将来に大きな禍根を残すものと思われまます。

20年度予算は、このような状況下での予算編成となります。既に予算編成の第一弾として、7月のサマーレビュー、8月の「負担金補助金」及び「公の施設」の行政評価的手法を取り入れた事務事業ヒアリング等を実施し、それぞれの結果もお示しをしたところです。

これらの結果は20年度予算要求の上限額となるものですが、本年度も19年度予算と同様に一般財源の要求上限額の設定を行う予算編成方針としています。

これは部局単位で一般財源の有効的な配分調整を行っていただくとともに、その過程の中で要求事業の必要性等の再検討を行っていただくために行うものです。また、予算要求の段階から必要な一般財源総額を推計することは、歳入に見合った歳出規模を目指す上から、当面最も効果がある手法と言えます。

しかし、19年度当初予算においても16億円弱もの財源不足を生じ、それを基金からの繰り入れで措置した経緯を考えますと、20年度予算において一気に歳出を縮減することは不可能と思われまます。

従って、各部局におかれては一から事務事業の見直しを行っていただきたいと思いますが、財政課において8～9ページに記載のとおり扶助費、公債費等の義務的な経費、レビュー対象の政策的な経費、企画課がヒアリングを実施された臨時的な経費、そして経常的な経費について、それぞれ必要な一般財源総額を推計した上で、経常経費については部局ごとの一般財源の要求上限額を設定し、その数値をお示しします。

配分する一般財源は決して部局ごとの要求額を満たす額ではありませんが、各部局におかれましては配分された一般財源を、決して過去からの先例等で事業充当することなく、事業効果、事業の必要性等の視点から充分にご検討いただき、充当する事業を選別いただきますようお願いいたします。

また、予算要求は「歳出予算」の要求のみではありません。平成20年度予算では「歳入の確保」への取り組みについて、予算査定時にその検討状況をご説明いただきますので、新たな財源確保につきまして従前にも増した取り組みをお願いいたします。

なお、歳入予算において地方交付税とともに大きな割合を占める「地方債」については、9ページのとおり19年度予算と同様に、その発行上限額を設定し、新「萩市」の体力に見合った地方債の発行管理を行います。

地方債発行額の抑制を行うことにより、歳出見積りの段階で「投資的事業」に優先順位を設定する等の事業選択が必要となりますが、将来にわたり義務的経費として影響を及ぼす地方債の発行管理は当面の市財政にとって重要な問題でもありますので、各部局において、地方債を財源とした長期的な事業においては、事業内容の更なる精査をお願いします。

次に、萩市の財政状況は各種指標等が示すとおり、決して楽観できる状況ではありません。しかし緊急に、また機動的・集中的に対応することが必要な事業もあります。

そこで予算編成にあたり、19年度予算と同様「重点的に投資すべき事業」の設定を行います。各所属におかれては、この趣旨をご理解の上、萩市として緊急に対応すべき次の3項目に該当する事業の精査をお願いします。なお、予算査定を通してその効果が期待できる予算見積りに対しては、優先的な予算措置について配慮します。

#### **【重点的に投資すべき事業】**

**集落共同体機能維持対策等に資する事業**

**新規就業支援等定住対策に資する事業**

**まちじゅう博物館構想の推進に資する事業**

最後に、「地方公共団体財政健全化法」が去る6月15日に成立し、22日に公布されています。

健全化法によりますと、「4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）」をもって地方公共団体財政の実態を明らかにし、財政悪化の予防段階を設けて自主的な健全化を促していくとされ、従来の財政再建団体のための法制から財政健全化のための法制へと変化しています。

この4つの指標は、これまでは普通会計による指標であったものが、公営事業会計や地方公社、第三セクターまで含めた連結決算による指標に変化するものであり、その数値公表は19年度決算から適用され、財政健全化計画の策定の義務付け等がなされるのは、この20年度予算が決算を迎える時期からとなります。

つまり、20年度決算で4つの指標のうち一つでも別に国が定める基準を超えた場合には、その超えた数値の状況により異なりますが、議会の議決を経て財政健全化計画を策定したり、外部監査が義務付けられたりすることとなり、「自治」に相当制限がかかるものと思われます。

従って、20年度予算は地方自治体にとって大きな意味を持つ年度の予算となりますので、萩市においても従前にも増して慎重な予算編成が求められます。

以上の方針を念頭に置きながら、8ページの「3 当初予算見積りに当たった考え方」以降の各事項に留意しつつ、新「萩市」の基盤づくりに資する的確な予算見積りを行われますよう通知します。

なお参考までに、新市施行後の決算状況及び当面想定できる財政推計を次ページより示します。

各位におかれては、数値が示す意味をしっかりとご確認いただいた上で、的確な予算見積り作業をお願いします。

## 平成17～22年度普通会計財政決算状況

(単位：百万円)

区 分		類似団体	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳入	市 税	6,891	5,700	5,619	5,955	5,932	5,823	5,569	5,505	5,443
	地方交付税	5,521	13,431	12,842	12,802	12,568	12,492	12,340	11,895	11,733
	繰入金	857	101	55						
	市 債	2,391	4,085	2,670	2,627	2,318	2,945	1,916	2,281	2,256
	その他	7,640	10,153	9,864	7,766	7,284	7,709	7,096	7,140	7,112
	歳入合計	23,300	33,470	31,050	29,150	28,102	28,969	26,921	26,821	26,544
歳出	人件費	4,752	6,532	6,311	6,312	6,543	6,434	6,400	6,200	5,964
	扶助費	2,845	3,391	3,263	3,240	3,274	3,308	3,342	3,377	3,412
	公債費	2,829	5,305	5,102	5,268	5,140	5,093	4,990	4,797	4,603
	投資的経費	3,785	7,106	5,727	4,804	3,687	4,735	3,092	3,650	3,594
	その他	8,541	10,244	10,357	10,110	9,867	9,794	9,775	9,760	9,779
	歳出合計	22,752	32,578	30,760	29,734	28,511	29,364	27,599	27,784	27,352

形式収支 (歳入 - 歳出)	548	892	290	584	409	395	678	963	808
実質単年度収支		20	416	584	409	395	678	963	808

### 収支不足に対する措置

基金繰入金	857	101	55	584	409	395	678	963	808
基金残高 (財調・減債)	1,969	5,191	5,295	4,711	4,302	3,907	3,229	2,266	1,458

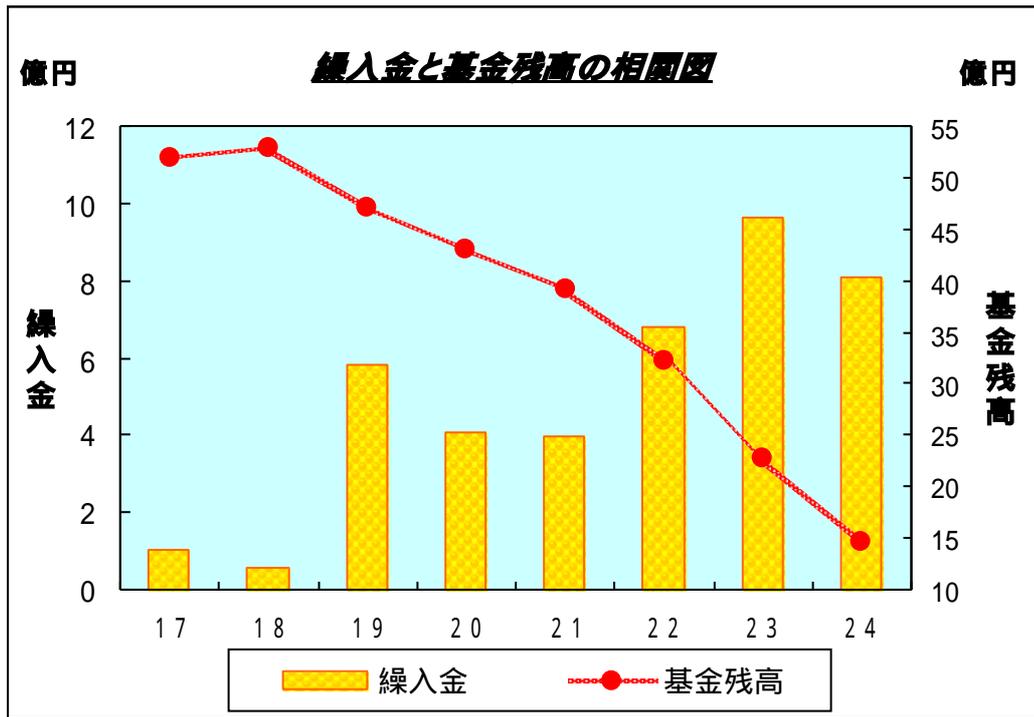
地方債残高	26,023	47,517	45,926	44,089	42,034	40,541	38,097	36,170	34,382
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

経常収支比率	91.9	92.2	91.4						
実質公債費比率	15.3	17.3	17.6						

財政運営の適正化及び健全化を図るため、比較検討のひとつの指標として「類似団体」があります。これは、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定され、近隣では浜田市や益田市が萩市と同じ類似団体に分類されています。

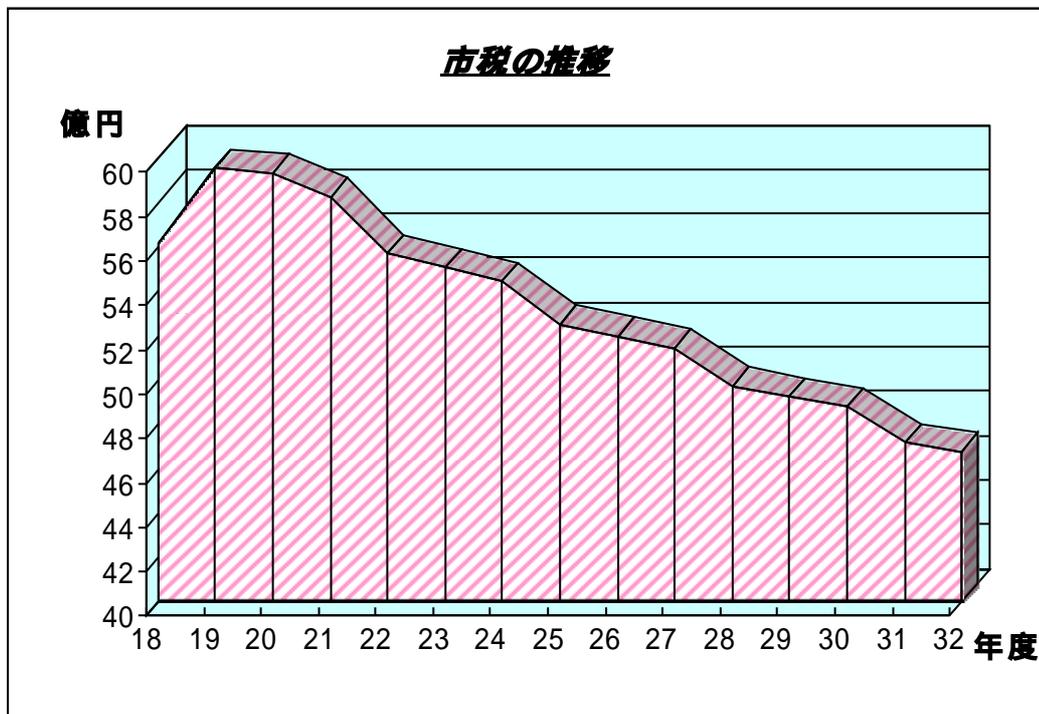
この類似団体における普通会計決算額は約228億円であり、萩市における平成18年度決算額が約308億円であるのと比較すると、80億円程度少ない額で財政運営を行なっていることが分かります。

## 繰入金と基金残高の相関図



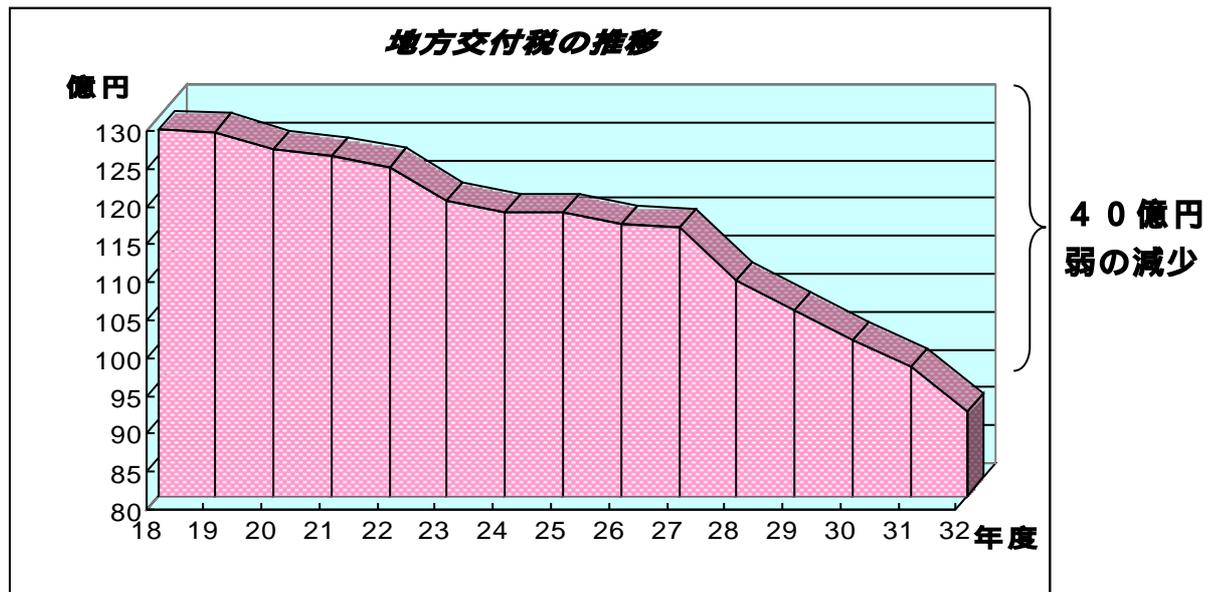
市税、地方交付税等の歳入の減少及び義務的経費が多額であり、形式収支が赤字となるため、基金を毎年度取り崩して収支を合わせなければならない状態となっている。

## 市税の推移



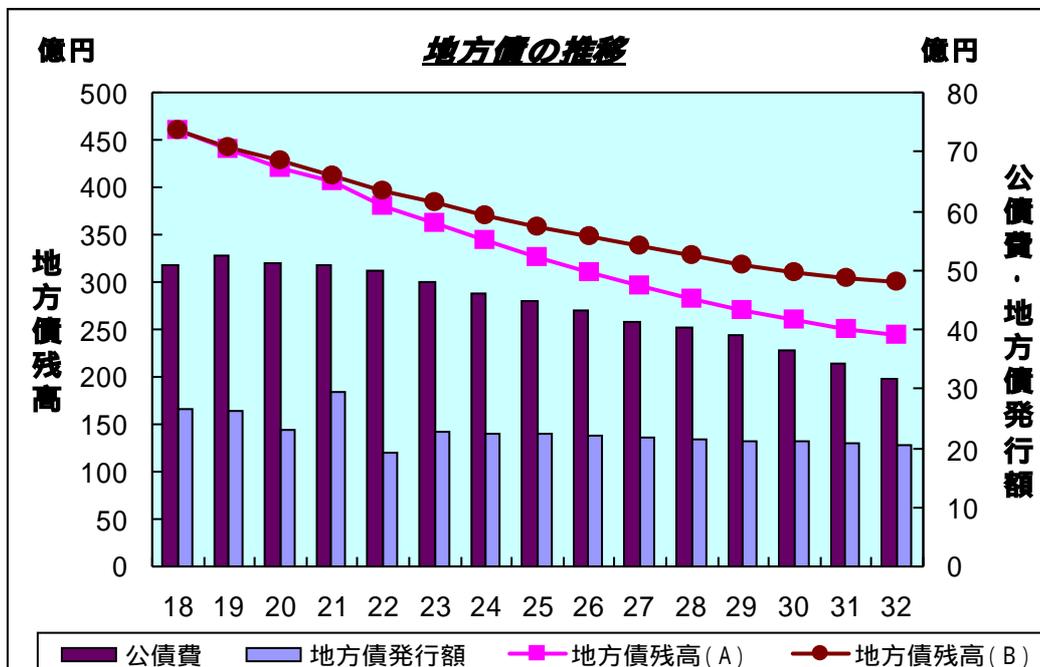
税源移譲により、19年度は一時的に増加するが、20年度以降は人口減少も伴い減少の一途を辿る見込となっている。

## 地方交付税の推移



合併特例法により、合併後10年間は旧7市町村が存在するものとして普通交付税が算出され、27年度より5箇年かけて段階的に減額され、32年度から新「萩市」1市での算定となる。この間、国勢調査の影響もあるが、18年度と比較しても40億弱の減額となる見込みである。

## 地方債の推移



義務的経費である公債費が萩市の財政に大きな影響を及ぼしているため、今後、投資的事業を削減し地方債発行額を抑制するのが喫緊の課題である。(地方債残高(A)は、段階的に類似団体程度の地方債発行とした場合の地方債残高、地方債残高(B)は19と年度と同程度の地方債発行とした場合の地方債残高の推移)

### 3 当初予算見積りに当たっての考え方

#### (1) 通年予算

平成20年度当初予算は、通年予算として編成する。従って、年度中に見込まれる財政需要は、その全てを当初予算に計上し、年度途中の予算補正は、当初予算成立後の制度改正や災害対策など、特別の理由がある場合を除き、行わない。**特に年度当初の6月補正が当然のように発生しないよう、十分な見積りを行なうこと。**

#### (2) 予算の一般財源要求上限額の設定

平成19年度予算編成に引き続き、歳出予算を以下の4つの経費に分類し、上限額を設定します。経常的経費については、一般財源要求上限額を別途各部長宛に通知します。

##### 義務的経費

要求上限額 所管ごとに必要額を積算し要求すること。

##### 臨時的経費

要求上限額 所管ごとに必要額を積算し要求すること。なお、企画課実施計画に係るヒアリング対象中、「実施計画調書(新規)」事業を対象とします。

##### 政策的経費

要求上限額 サマーレビュー対象事業については、8月6日の部長連絡会議で通知したサマーレビュー結果通知額を要求上限額とする。ただし、より精査した積算により要求額の削減に努めること。なお、「重点的に投資すべき事業」については必要額を積算し要求すること。

##### 経常的経費

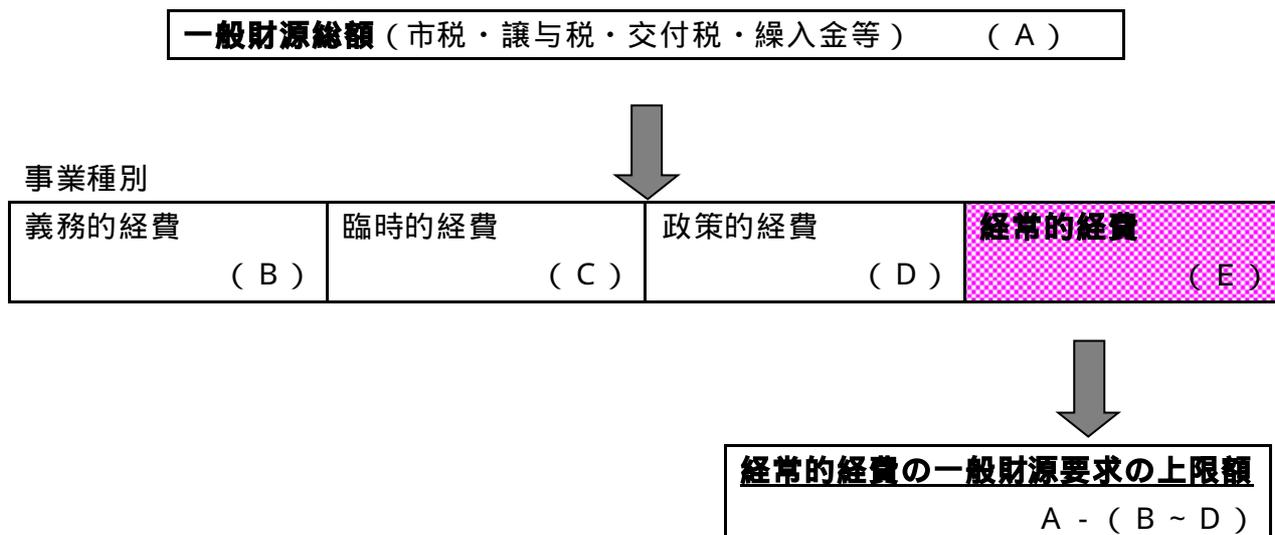
要求上限額 予算要求の上限通知額による。ただし、各部局ごとの要求上限額の積算に当たっては、保守点検業務委託料や電算システム使用料等の削減が困難な経費については、平成19年度と同程度と設定し、その他の経費については、平成19年度予算配当額である当初予算額の90パーセントを積算の基礎としています。

**限られた財源の有効・効率的使用の見地から「経常的経費」について、部局ごとに一般財源の要求上限額を設定しているため、これを超える予算要求書は、原則、受け取らない。**

各部局は、自らの判断によりスクラップ・アンド・ビルドの徹底、不要不急な事業の廃止、維持管理経費の節減等思い切った歳出の削減を図ること。

**また、8月に実施した事務事業評価(公の施設・負担金等)ヒアリングの評価結果を早急に検討し、予算要求に反映させること。**

予算における一般財源のイメージ図



説明

- （A） 市税・譲与税・交付税・繰入金等一般財源総額の見込額
- （B） 義務的に支出される次の経費
  - 人件費
  - 公債費
  - 扶助費（法律で義務付けられているものに限る）
  - 災害復旧費
  - 予備費
  - 繰入金（特別会計における上記、人件費～予備費に係るもの）
- （C） 単年度限りの臨時的経費（予算査定時に一件査定）
- （D） サマーレビュー対象事業（サマーレビュー結果は既に通知済）及び「重点的に投資すべき事業」等の政策的経費
- （E） 上記B～D以外の経費で、**一般財源要求上限額設定対象経費**  
B～Eは、全て一般財源ベースで算出

上限額設定方法等

上記Eの設定は、部局単位とする。

部局ごとに通知する上限額は、平成19年度当初予算の上記対象経費に係る一般財源を基に財政課で積算した数値とする。

（3）地方債発行額の抑制

地方債は将来における一般財源（地方税、地方交付税等）を先取りするという性格をもっており、将来の償還を考えれば「財源」とは言えない面もある。

また、義務的経費である公債費負担の増大が財政構造硬直化の要因となっていることから、発行上限額を設定する。

これにより、当該年度において**新たに起債する額を16億円**（臨時財政対策債は

除く。) 程度を目標とする。

(4) 総合事務所管内における事業の予算見積り

総合事務所管内における事業の予算見積りは、必ず各総合事務所長のもとで、当該地域の平成20年度予算見積り事業を調整の上、所管する本庁各課と調整し、本庁各課において予算要求書に計上して要求するものとする。

また、9ページの臨時的経費(C)、政策的経費(D)については、総合事務所別優先事業順位一覧表(様式9)を作成し、事業を所管する本庁各課との調整時までに所管課長まで提出するものとする。提出を受けた本庁各課は、単に総合事務所からの見積額を積み上げるだけでなく、部局単位で7地域の事業の優先順位、当該事務事業の必要性等を全市的に判断の上、取捨選択して計上するものとする。

総合事務所においては、本庁所管課に提出した総合事務所別優先事業順位一覧表(様式9)と同じものを財政課にも予算要求期限日までに、15部提出するものとする。

(5) 後年度負担の把握等

後年度負担は、義務的経費として萩市財政に多大な影響を与えることとなる。従って、安易に後年度負担をもたらすことのないよう十分検討を行うこと。

また、新たな事業や施設整備については、計画段階から、その執行体制及び管理運営のあり方について方針を定めること。

更に事業実施に当たっては、後年度負担の軽減を図るため、最も有利な財源を活用することとし、その事業化を図ること。

なお、外郭団体等の債務は、常にその状況を把握し、後年度、多大な財政負担をもたらすことのないよう留意すること。

施設整備については、維持管理費を試算し、歳出予算要求書の事業説明欄に記入すること。

(6) 萩市将来展望、萩市行政改革大綱及び新市建設計画との整合

「萩市将来展望」、「萩市行政改革大綱」及び「新市建設計画」の内容との整合に努め、それらに沿った要求内容とすること。

また、予算要求する事業は、企画課で作成中の「萩市実施計画」掲載事業であること。

(7) 合併協定内容の調整未了事項

新たな萩市行政改革大綱に配慮しつつ、合併未調整事項の整理を行うこと。

(8) 公用車の集中管理

平成19年度から車両の集中管理を実施していることから、原則、車両の更新及び増車の要求は認めない。なお、車両の更新は基本的に本庁の共用車において対応

**する。**

また、総合事務所においても車両の共用化を図り、原則、車両の更新及び増車については、本庁の方式に準ずるものとする。

(9) 各種施設等の延命化並びに施設の適切な維持管理

今後、施設の新設、改築が困難であることが予想されるため、施設の延命化を図るとともに、事故等が発生しないように適切な維持管理経費を見込むこと。

#### 4 個別的事項

(1) 歳入に関する事項

**過去の実績及び客観的な資料に基づき、過大な見積りにならないように、的確な見込額を計上すること。**

市税

既に税制改正され段階的な措置となっているものや、新たな税制改正の状況を注視し、的確に見積ること。

一般財源が減少する中、これを確保するためにも市税等の収納率の向上に努めること。

使用料及び手数料、分担金及び負担金

受益者負担の公平、適正化の観点から、既定分の見直しを含め、実態に即した適正な料金設定、受益者負担の適正化等を行うこと。また、それぞれ収納率の向上に努めること。

国・県支出金

国・県支出金の廃止・縮減、一般財源化の動向に十分留意し、予算編成に支障が生じることのないように、適切に見積ること。

財産収入

次に掲げる事項に留意して総点検を行い、収入の確保を図ること。

利活用が困難な土地・建物、廃道敷等の遊休財産及び不用物品については、適正な価格による処分を積極的に推進すること。

市有財産の貸付けは、物価水準の変動等を勘案し、全面的な見直しを行い、適切な改定や無償貸付の有償化などにより、適正な収入の確保を図ること。

保有する土地・建物のうち、有効利用されていないものや保有する必要性のないものについて、今後の利用可能性を考慮に入れながら、適正な価格により積極的に売却を進めること。処分等に一定の期間を要する土地は、暫定的な貸付など、有効活用を図り、維持管理費等の負担の軽減を図ること。

市債

**財源に地方債を予定する場合は、必ず財政課部局担当者の指示により、市債額等を計上すること。**

その他の収入

**萩市公式ホームページ及び庁内LAN掲載の「各種助成制度一覧表」(市民活動推進課所管)の財団法人や民間企業等の助成制度**やその他各種助成制度を積極的に活用するなど、その確保に努めること。

(2) 歳出に関する事項

積算や見積り間違い、予算要求漏れ等による予算流用が多発している。予算流用は予算現額に変更を加えるものであり、予算補正と何ら変わるものではない。従って十分に精査の上、見積りを行い、年度途中での流用を予定しないこと。

また、新たな事業の新設、拡充等にあたっては、「スクラップ・アンド・ビルドの原則」により所管事業全体の再構築を行うこと。併せて「サンセット方式」の導入により、終期を設定すること。(基本的に3年間)

なお、**予算査定の際において予算措置を行なわなかったものを、年度開始後、予算流用等によって実施することはあり得ない。**十分に留意すること。

人件費

人件費のうち職員に関するものは総務部総務課で一括計上するので、予算見積りの段階では計上しないこと。ただし、事業費支弁の人件費については、総務課と協議のうえ限度額まで見積もること。

報酬については、審議会、協議会の開催回数等を精査のうえ、実績に基づき要求すること。

また、臨時職員的な雇用に係る報酬は賃金に組替えて予算要求を行なうこと。

物件費等

物件費については、徹底した事務事業の見直しを行い、経費の削減に努めること。また次の事項についても留意して見積ること。

ア 賃金

臨時職員については、合併により職員数が過大となっている状況であるため、一般事務補助にかかる臨時的任用職員については、原則認めない。

イ 旅費

各種団体の総会、研修会等への出席については原則1名とし、現在の業務、また将来の業務に真に必要なか十分検討のうえ、必要最小限の経費を見積ること。

また、職員の資質向上に資する研修旅費については、必要額を適切に見込むこと。

なお、県内出張の宿泊は認めない。また宿泊を伴うものについては、旅費調書(様式4)を提出のこと。

ウ 需用費

食糧費については、「食糧費の予算執行基準(通知)」(平成17年6月13日付け萩財第98号 総務部長通知 17ページ)に基づき見積ること。

燃料費については、省エネルギーや環境保全の観点から一層の使用量削減

に努めること。また、Rガソリン、軽油、A重油については、17ページの「平成20年度単価表」に定める単価により見積ること。

なお、事業ごとに月別比較調書（様式5）を提出すること。

印刷製本費については、原油価格高騰の影響に留意し、適切な印刷単価により見積ること。また出来るだけ庁内印刷を心がけること。

光熱水費については、燃料費に準じ、省エネルギー対策等に充分留意のうえ見積もること。なお、事業ごとに、月別比較調書（様式5）又は期別比較調書（様式6）を提出すること。

修繕料については、公用車の車体検査費用を計上する場合、その対象公用車のナンバーを「積算」欄に記載すること。

需用費全般については、単価等現行のものを基本とし、過去の実績等充分精査のうえ、削減に努めること。

## エ 役務費

一般会計における本庁の通信運搬費で郵便料金と電話料金（補助事業にかかるものを除く）は、総務部総務課において一括計上する。総合事務所にかかるものは、総合事務所地域振興課において一括計上すること。

なお、例年と比較し大幅な増減がある場合は総務課行政係及び総合事務所地域振興課へ連絡すること。

また、電話料金については、事業ごとに月別比較調書（様式5）を提出すること。（固定電話と携帯電話は別葉とすること。）

## オ 委託料

委託業務の内容、必要性、効果、採算性等を再検討し、職員数が合併により過大となっている状況であるため、**職員の対応で処理可能なものは、委託を廃止、削減すること。**

委託料については委託事業ごとに委託料調書（様式7）を提出すること。なお、委託料調書は施設清掃・管理、水質検査、電気保安業務等毎年経常的に予算計上を行っているもののみ作成のこと。建設事業にかかるものは不要であるが、業務委託の必要性を精査すること。

## カ 使用料及び賃借料

下水道使用料については、事業ごとに期別比較調書（様式6）を提出すること。

### 維持補修費

維持補修費については、平成20年度で対応すべき各施設の延命化並びに適正な維持管理に要する経費を的確に見積り、不要不急なものを除き、その必要額について予算要求を行なうこと。

### 投資的経費

ア 普通建設事業は、今後の公債費の動向を踏まえ、投資水準の抑制を図る必要があるので事業の厳選を行うこと。特に地方債のみを財源とする事業については、充分その効果を検討すること。

イ **現在の萩市の財政状況を考えると、旧7市町村からの事業を根拠とした安易な要求は認められない。** 事業効果、費用対効果、緊急性等を十分に検討した上で見積ること。

なお、本来補助事業として計画されるべき事業が単独事業により実施されることのないよう、長期的視点にたつて財源の効率的活用と計画的な事業の推進に努めること。

ウ 年度末の事業の進捗状況により、毎年度多くの繰越明許費の計上が見受けられる。もとより繰越明許費は地方自治法に定められた制度ではあるが、特に辺地対策事業債、過疎対策事業債及び合併特例債を財源の一部とした場合には、繰越事業とすることにより、**当該地方債の償還（利子分の地方交付税算入の有無）を通して多額の損失を萩市に及ぼす**こととなる。

繰越明許費については、このことを重く認識し、年度内完了が確実にできる事業計画を立案し、単年度で完了可能な事業量分のみについて予算要求を行うこと。また、地域経済に対する影響から、早期発注できるように、適切な事業量の予算要求を行なうこと。

エ 公有財産購入費

購入予定面積を「積算」欄に記入すること。

オ 補助事務費

補助事務費については、必要以上に上限額まで要求しないこと。（ただし、必要とする補助事務費のうち事業費支弁人件費については、人件費率の上限まで要求すること。）

負担金補助及び交付金

団体育成支援や産業振興など、対象者の自立・発展を支援するための施策は、恒常的な支援が必要とならないよう、支援対象や負担割合、支援期間等の仕組みを検討し、自立・支援に向けた計画やプロセスを明確にすること。特に補助金にあつては、スクラップ・アンド・ビルドやサンセット方式を導入すること。

各種関係団体補助金については、上記「判断の基準」を参考として、必ず各課において事前に査定を行ったうえで計上し、補助金調書（様式3）を提出すること。

**また、負担と公平の観点から個人に対する金銭助成等補助金については、市税の納付状況や所得制限等を勘案することを検討する時期に来ている。所管課においては、予算要求時まで各制限の実施の可能性について検討し、新たに補助金調書（個人が金銭補助を受けるもの）（様式10）を作成のうえ提出すること。**

各種協議会負担金等（法令外負担金）については、合併により単純に合併前の旧7市町村の負担金額を合算したものは認めない。新市における負担のあり方を検討し、また常にその削減に努めること。

併せて、負担金調書（様式2）を提出すること。

なお、**8月に実施した事務事業評価（負担金等）ヒアリングの結果を基本として予算見積りを行うこと。**

その他

7地域で類似の物品を要求する場合、本庁所管課において同時に、同レベルの物品を購入することを前提とした単価で要求すること。

(3) その他の事項

**債務負担行為は、緊急不可欠なものに限り見積りを行うこと。また、平成20年度当初予算要求書提出時に必ず添付し、要求を行なうこと。(債務負担行為調書を含む。)**

特別会計及び企業会計の見積りは、一般会計に準じて行うこと。

また、本来、その会計の収入をもって、歳出を賄うべきであるので、今後、各特別計への一般会計からの繰り出しを繰り出し基準等による額とすることも検討の必要があり、各会計独自で収支の均衡を図ること。

## 5 予算編成日程

- (1) 予算編成方針の通知 平成19年10月 3日(水)
- (2) 庁内連絡会議 平成19年10月 9日(火) 10時~  
市長訓示ほか。予算編成方針、予算要求書作成要領等の説明。(総務課より別途通知。)
- (3) 予算要求書内容確認 **平成19年11月14日(水) 9時~17時まで**  
部局単位で要求上限額、市債の記載状況、添付資料等の予算要求書印刷原稿の確認を受けた後に必要部数を印刷し、下記により提出のこと。
- (4) 予算要求書提出期限 **平成19年11月19日(月) AM中**  
上記の提出期限後は、「財務会計システム」が予算見積り段階から予算査定段階に移行し、見積り作業ができなくなるので、**提出期限を厳守**すること。
- (5) 総合事務所優先順位 **平成19年11月19日(月) AM中**  
一覧表提出期限
- (6) 財政課長査定 平成19年11月22日~下旬  
下記(7)の経常経費は除く。
- (7) 経常経費査定 平成19年12月初旬~下旬  
財政課の各部局担当者による経常経費の査定
- (8) 市長・副市長査定 平成20年1月初旬~中旬
- (9) 査定結果の通知 平成20年1月下旬

## 6 財政課長ヒアリング

所属ごとのヒアリングにあたり、冒頭、次の事項の説明を求めます。

- (1) 所管事務における新たな歳入確保の検討結果について
- (2) 「重点的に投資すべき事業」の検討結果について
- (3) 今後2~3年の主要施策について(その事業内容、事業量、財源等)

## 7 作成要領

- (1) 予算見積書はB4版で提出し、各ページには通し番号を付すること。なお、要求書には必ず表紙を付け、ホッチキスを使わずに、クリップ等を使用すること。
- (2) 「課」ごとの要求事業一覧として「事業別予算要求一覧表」(様式1)を作成し、表紙の次のページに挿入すること。**この表中に記載する臨時的・政策的な事業については、各所属単位で事業ごとの優先順位を記入すること。**  
また併せて、**3ページに記載の「重点的に投資すべき事業」の事業については、該当箇所をチェックすること。**
- なお、部局ごとにおける要求上限額(一般財源)の確認のため、各部の総務管理係所管課において、「要求上限額確認表」(様式8)を作成の上、別冊にて提出すること。
- (3) 関係法令、通達、要綱、函面等の参考資料をB4版で見積書に添付すること。
- (4) 積算単価  
予算要求書の積算は、原則として別に定める「平成20年度単価表」(17ページ)によること。  
定めのないものは、適正な価格により積算し、見積書、その他根拠となる資料など必要な資料を用意すること。
- (5) 要求にあたり、関係部局間で十分に調整を行い、重複要求等がないよう留意すること。

## 8 見積書提出期限及び提出部数

提出期限は15ページ5の(3)～(5)に記載のとおり。

**提出部数は15部(提出物は市長査定時追加資料を含め全てB4版に統一のこと。厳守のこと。)**

なお、「新規事業新設依頼書」「事業別予算見積一覧表」「負担金調書」「補助金調書」「旅費調書」「月別比較調書」「期別比較調書」「委託料調書」「要求上限額確認表」「総合事務所別優先事業順位一覧表」は庁内LANシステムの「財政課キャビネット」中の「各種予算要求関係調書等」よりダウンロードして使用すること。

## 9 予算見積りに関する問い合わせ先

予算見積りに関しての問い合わせ先は次のとおりです。

議会事務局、総務部、市民部、出納局、行政委員会  
(農委、監査、公平、選管) . . . . . 大久保(内線442)  
総合政策部、商工観光部、 . . . . . 兼(内線437)  
保健福祉部、消防本部 . . . . . 三浦(内線437)  
農林部、水産部 . . . . . 二宮(内線442)  
建設部、上下水道部、教育委員会 . . . . . 右田(内線216)

## 平成 20 年 度 単 価 表

### 賃金

庁内 LAN システムに掲載の「臨時職員雇用マニュアル」(総務部総務課人事係所管)の賃金単価、通勤手当、一時金等」(P3～4)を基本とする。(庁内 LAN システムの文書管理 各課キャビネット 総務課 人事係 臨時職員 臨時職員雇用マニュアル参照)

### 燃料費 (平成 19 年 9 月末現在)

レギュラー ガソリン	軽 油	A 重油	備 考
139 円/ℓ	120 円/ℓ	80 円/ℓ	消費税相当額は別途加算。

軽油は軽油引取税 (32.1 円) を含んだ単価であるので、次の式により積算すること。  

$$((87.9 \text{ 円} \times 1.05) + 32.1 \text{ 円}) \times \text{使用量}$$

### 食糧費

用 務 ・ 目 的 等		1 名当たりの限度額 (税込み)
昼	懇談会等 (会食)	3,000 円
	会議等での弁当	1,000 円
夜	懇談会等 (会食)	5,000 円
	会議等での弁当	1,500 円

平成20年度予算要求書提出一覧表

ページ番号	別冊	市副市長(秘書係)	市長	総合企画部長	財務課(部局担当者以外用)	財政課(部局担当者用)	必要部数
		3	4	6	2	15	
		A	B	C	D		
						15	
						15	
						15	
						15	
						15	
						8	
						8	
						8	
						2	
						2	
						2	
						8	
						8	
						15	
						8	

総合事務所優先順位一覧表については、各総合事務所での調製の上提出すること  
 提出区分を予算要求書表紙の右上に表示すること  
 予算査定説明資料の市長査定用については、対象事業等を別途通知する予定であること  
 提出書類は全てB4とし、追加資料についてもB4に統一すること

